各 位

令和6年10月19日更新版
（一社）YOSAKOIソーラン祭り組織委員会

YOSAKOIソーラン演舞披露
開催協力金制度について

1992年にスタートした「YOSAKOIソーラン」は、6月の本祭のみならず、学校教育・観光・様々なイベントなどの場においても活用いただく機会が広がり、北海道の文化として、また地域エンターテインメントのコンテンツの一つとしても成長して参りました。各チームおよび応援いただく皆様のおかげと深く感謝申し上げます。

これまで、**【参加者の負担（参加費など）】・【観客の応援（桟敷席チケットなど）】・【事務局の努力（協賛金集めなど）】**を原則として祭りを運営して参りましたが、**めまぐるしく変化する時代のなかで永続的な開催を目指すためには、祭りに関わる様々な方がそれぞれの立場で負担をし、皆で祭りを支えていくことが重要です**。当会では「YOSAKOIソーラン」を商標として登録しており、これを活用される事業者の皆様にも応分の負担をいただき、財源の一つとする仕組みづくりが必要と考えております。

そこで、「YOSAKOIソーラン」が活用される営利・集客を目的とした事業においては、実施事業者の皆様より祭りへの**「開催協力金」**として権利使用料を納めていただく制度を設けます。今後も、祭りを通して地域に元気と感動を届ける活動を続けていく所存です。皆様には、主旨をご理解いただき、何卒ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【※名称の変更について】

本制度の名称を当初「ロイヤリティー制度」としておりましたが、制度の本来の目的がより伝わりやすくなるよう、令和6年度より**「開催協力金制度」**に改称いたします。

1. 開催協力金制度について

- 祭りに関わる様々な方に**それぞれの立場で相応のご負担をいただき、祭りの安定的な継続と発展を皆で支えていくための新しい制度**です
- 「YOSAKOIソーラン」は当会の登録商標です。YOSAKOIソーランに関する事業の実施や商品制作の際には「開催協力金」が発生し、**実施事業者の皆様にご負担いただきます**。
- 祭りを通して地域社会に元気と感動を届けることがこの祭りの使命です。よって、各地域での祭り・イベント開催を応援するために、**対象となる事業を限定いたします**。 ※次ページ【3】の表参照

2. 開催協力金の金額について

出演チームへの謝礼（税込）に対して10%とします

例） 謝礼5万円（税込）の場合

50，000円 × 10% ＝ 5，000円

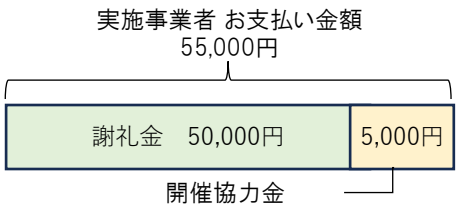

3. 開催協力金制度の対象となる事業について

Point!

対象となるのは‥”YOSAKOIソーラン“が活用される**営利・集客を目的とした事業のみ**(下表①) です

地域の祭りや福祉施設での演舞披露(下表②③)や、幼稚園・学校等での教育に関わる事業(下表④)については、これまで通り開催協力金は発生しません

No	事業種類	事業主体	開催協力金制度対象／対象外	
①	**営利・集客を目的とした事業**	企業または各種団体	**対象**	例） ◇企業のパーティーや団体旅行の宴席での演舞 ◇学会や業界団体の会議・式典・懇親会での演舞 ◇企業や商業施設、飲食店、個人が実施する祭り・イベントへの出演 ◇興行（有料の花火大会、コンサート、プロスポーツイベントなど）でのエキシビション演舞 など
		1）自治体及びそれに準ずるもの（観光協会・商工会・商店街・町内会等） 2）支部・チーム 3）よさこい・YOSAKOI系の祭り運営団体 4）神社・寺		【注意】 ◆本来、踊りとは関連のないイベントでの演舞は「集客」を目的としているため、主催が自治体等であっても対象となります 例）◇チャリティーイベント、啓発イベント ◇自衛隊駐屯地のイベント など ◆入場料が発生するイベントも対象となります
②	**地域の祭り・イベント**	1）自治体及びそれに準ずるもの（観光協会・商工会・商店街・町内会等） 2）支部・チーム 3）よさこい・YOSAKOI系の祭り運営団体 4）神社・寺	**対象外**	◆地域・市民に開かれた、入場料が発生しない事業を前提とします ⇒地域向けの祭り・イベントであっても、事業主体が左記に該当しない場合は①に該当します（主催が実行委員会形式の場合は、その事業主体を必ずご確認ください） 例） ◇自治体等が実施する祭り ◇自治体等の記念式典（成人式や周年行事など） ◇国際交流・地域交流イベント ◇地域のスポーツ大会の応援演舞 ◇全国のよさこい・YOSAKOI系の祭り ◇神社祭 ◇大学祭（学校での普及振興の側面を考慮して対象外） ⇒「教育事業」ではなく「地域の祭り・イベント」に分類 ※ただし、１・４）において６チーム以上出演の場合は、別途組織委員会賛助会員（年会費１０万円）への入会が基本となります
③	**福祉事業**	福祉施設など	**対象外**	例）福祉施設などにおける慰問演舞
④	**教育事業**	幼稚園・保育園、小中学校・高校・大学・専門学校、学童、児童館、など	**対象外**	例） ◇運動会や文化祭での演舞披露、演舞指導 ◇修学旅行生への演舞指導　など
⑤	**その他**		**対象外**	例） ◇（チームメンバーやOBなどの）結婚式等での余興演舞 ◇大学等での新歓活動や学内行事における演舞 ◇支部・チーム主催の本祭に向けた出陣式・お披露目会（チームのみで実施し、一般観客がいない場合） ⇒地域・市民に向けて実施する場合は②に該当

※ただし、②～④についても営利・集客が目的の事業の場合は①に準じます
※祭りオフィシャルスポンサーおよび企業チームのスポンサー案件については個別に判断いたします
※対象となる事業かどうか判断が難しい場合は、事前に当会へご相談ください
※②の賛助会員入会対象となる事業について、該当支部からの申し入れがあったものに関しては各地域における状況や事業主体者との関係性を鑑み、必要に応じて入会を猶予します
※北海道外での事業については、上記の限りではありません。各地域における状況を尊重し、総合的に対応いたします

※「交通費」に関する注意点　「交通費」として受領した金銭については以下のように考えます

・チームメンバーに交通費や車代として分配する場合 ・利用した交通事業者（バス会社や鉄道会社など）に支払う場合	➡「交通費」としてみなす　⇒開催協力金対象外
・上記以外（チームの収入として積み立てる、別な用途に利用する等）	➡「交通費」ではなく「謝礼」とみなす ⇒開催協力金対象（該当金額に対して10%）

4. 開催協力金お支払いの流れ

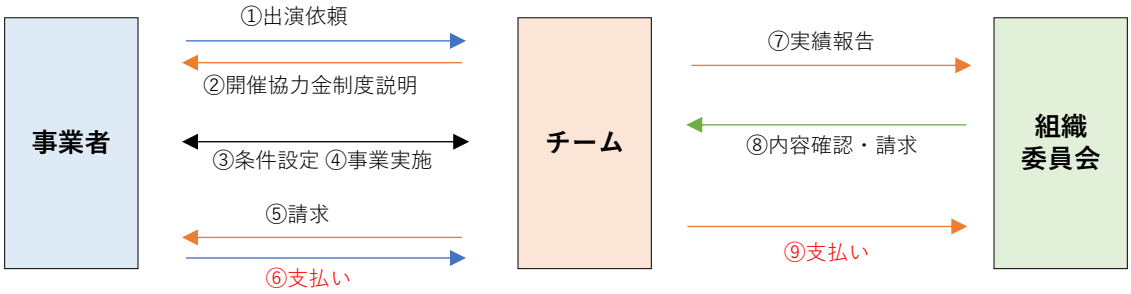

①事業者からチームへ出演依頼
②この時点でチームから事業者へ開催協力金制度について説明
③謝礼、交通費などの条件設定→開催協力金金額決定
④事業実施
⑤事業終了後、チームから事業者へ、謝礼･交通費と合わせて開催協力金を請求
⑥事業者は、一旦チームへ開催協力金を支払い

Point!
出演チームを通して
お支払いいただきます

▼⑦～⑨は組織委員会事業年度を2期に分けて
右のスケジュールで実施します

⑦チームは出演実績を組織委員会へ 報告
⇒「演舞実績報告書」に記入のうえメールで提出

⑧組織委員会にて報告書の内容を確認後、チームに一括請求
⇒内容を精査し、事業の分類について照会･変更となる場合があります

⑨チームから組織委員会へ支払い

	第1期 (12月～翌3月)	第2期 (4月～11月)
⑦実績報告	3月末締切	11月末締切
⑧内容確認 請求	4～5月末	12～1月末
⑨支払い	6月末締切	翌2月末締切

▼「演舞実績報告書」記入の注意点

※報告書は「地域貢献活動歴調査」にも使用いたしますので、開催協力金制度対象外の事業も含めてお書きください
（対象外の事業については、謝礼等の金額の申告は不要です）

※主催事業者が実行委員会形式（複数の団体で運営される）場合は、その事業主体も合わせてお書きください
例）「〇〇祭り実行委員会（〇〇町観光協会）」、「〇〇大会実行委員会（〇〇新聞社）」 など

※「受領総額」欄には、【実際に受領した総額《謝礼（税込）＋開催協力金》】をお書きください
＊ 謝礼なしの場合 ⇒「0」と記入してください
＊ 謝礼が未入金の場合 ⇒ 予定額を記入してください
＊ 謝礼金額が未定の場合 ⇒ その旨を備考欄に記入してください

※締切直前までイベントがある等、期日に間に合わない場合は事前に組織委員会までご連絡ください

※なお、出演依頼の時点で当会が窓口となっている事業については、当会から直接事業者へ開催協力金を含めた金額でご請求させていただきます

＊＊＊

実施事業者の皆様へのお願い

日頃より、YOSAKOIソーラン演舞の機会をいただき、誠にありがとうございます。

【演舞依頼にかかるチームへの謝礼等について】
YOSAKOIソーランチームは、プロのダンサーではなく“市民”による踊り手で構成され、演舞･衣装･楽曲やその他演出の創作に係る費用も自分たちで賄っています。このようなチームの活動にご理解をいただき、演舞依頼に際しては謝礼･交通費等について相応の手当てをいただきますよう切にお願い申し上げます。

【インボイス（適格請求書）について】
YOSAKOIソーランチームの多くはインボイス制度における「適格請求書発行事業者」ではありません。適格請求書をご希望の場合は、当会（適格請求書発行事業者）を窓口としてご依頼いただければ対応可能です。

お問い合わせ ： （一社）YOSAKOIソーラン祭り組織委員会
Tel：011-231-4351 ／ Mail：info@yosakoi-soran.jp